

公益財団法人日本陸上競技連盟定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本陸上競技連盟と称し、英文名を Japan Association of Athletics Federations (略称 JAAF) と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、わが国における陸上競技界を統轄し、代表する団体として、陸上競技を通じスポーツ文化の普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を涵養することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 陸上競技の普及及び振興に関すること。
- (2) 陸上競技の競技力の向上に関すること。
- (3) 陸上競技の指導者の養成に関すること。
- (4) 陸上競技の国際競技大会等に対する代表参加者の選定及び派遣に関すること。
- (5) 陸上競技の調査及び研究に関すること。
- (6) 陸上競技に関連する刊行物の発行に関すること。
- (7) 陸上競技の国際競技大会、日本選手権大会及びその他の競技会の開催に関すること。
- (8) 陸上競技に関連する規則の制定に関すること。
- (9) この法人の登録会員に関すること。
- (10) 陸上競技の審判員の養成及びその資格の認定に関すること。
- (11) 陸上競技の施設及び用器具の検定並びにその公認に関すること。
- (12) 陸上競技の日本記録をはじめとする記録の公認及び日本における世界記録の公認の申請に関すること。

(13) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業は、日本国内及び海外において行うものとする。

第3章 国際陸上競技連盟、日本体育協会及び日本オリンピック委員会等への加盟

(加盟)

第5条 この法人は、国際陸上競技連盟に日本の陸上競技界を代表する唯一の団体として加盟する。

- 2 この法人は、日本体育協会及び日本オリンピック委員会に日本の陸上競技界を代表する唯一の団体として加盟する。
- 3 この法人は、この法人の目的を達成するために必要な他の団体に日本の陸上競技界を代表する唯一の団体として加盟する。

第4章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産とその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、第4条の事業を行うために不可欠な財産とし、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 理事会及び評議員会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって代表理事が管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けな

ければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 10 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類ほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事の報酬等の支給基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 11 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残高を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第 12 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の 3 分の 2 以上の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 13 条 この法人が新たな義務の負担、又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び評議員会において承認を受けなければならない。

第5章 評議員

(評議員)

第14条 この法人に評議員14名以上20名以内を置く。

- 2 評議員会は、評議員のうちから評議員会議長1名及び評議員会副議長1名を選任する。
- 3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

(評議員の選任)

第15条 評議員の選任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名の委員で構成し、理事会が選任する。ただし、外部委員は、次のいずれにも該当しない者とする。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) (1) 又は(2)に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となつた者も含む。）
- 3 理事会は、評議員候補者を評議員選定委員会に推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 5 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(権限)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第21条に規定する事項の決議に加わるほか、この定款及び法令に定める権限を行使する。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議

員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(解任等)

第18条 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員選定委員会の決議により、これを解任することができる。この場合、決議する前に、当事者たる評議員に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- (3) その他前各号に準ずる重大な事由があるとき。

(評議員の報酬)

第19条 評議員は無報酬とし、退職金は支給されない。ただし、その職務を行うために要する費用を、評議員会において別に定める報酬等の支給基準により支払うことができる。

第6章 評議員会

(構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第21条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の規程及び額
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) 長期借入金及び重要な財産の処分
- (7) 評議員会議長及び評議員会副議長の選任及び解職
- (8) 加盟団体の脱退の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 22 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 23 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 24 条 評議員会の議長は、評議員会議長がこれにあたり、評議員会議長に事故があるときは、評議員会副議長がこれにあたる。

- 2 評議員会議長及び評議員会副議長に事故があるときは、当該評議員会に出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

第 25 条 評議員会は過半数の評議員の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 26 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は評議員として決議に加わることはできない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員現在数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 28 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 27 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席者の代表 2 名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 役員

(役員の設置)

第 28 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 22 名以上 30 名以内
- (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長とする。また、会長以外の理事のうちから副会長 3 名以内、専務理事 1 名、常務理事 5 名以内を置くことができる。
- 3 前項の会長及び副会長のうち 1 名をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とする。その他の副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。
- 4 第 2 項の理事は自己の職務の執行の状況を毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、理事会に報告しなければならない。

(役員の選任)

第 29 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事、並びに代表理事及び業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 30 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 その他、監事に認められた法令上の権限行使する。

(役員の任期)

第32条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された理事又は監事の任期は、当該前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、当該任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任等)

第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により、これを解任することができる。この場合、評議員会において、決議する前に、当事者たる役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(解職)

第34条 代表理事又は業務執行理事が次のいずれかに該当するときは、理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の3分の2以上の決議により、この職を解くことができる。この場合、理事会において、決議する前に、当事者たる代表理事又は業務執行理事に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- (3) その他前各号に準ずる重要な事由があるとき。

(報酬等)

第35条 理事に対して、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額については、評議員会において別に定める報酬等の支給基準による。

- 2 監事は無報酬とし、退職金は支給されない。
- 3 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第8章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他、法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第38条 理事会は、毎事業年度終了後3箇月以内及び3月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(理事会の招集)

第39条 理事会は代表理事又は業務執行理事が招集する。

(議長)

第40条 理事会の議長は、代表理事とする。

(定足数)

第41条 理事会は理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第43条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 44 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 28 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 45 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 9 章 専門委員会

(専門委員会)

第 46 条 この法人の事業遂行のために、理事会の決議に基づき専門委員会を置く。

2 前項の専門委員会の運営細則は別に定める。

第 10 章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第 47 条 この法人に、名誉会長 1 名及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会で推薦した者につき、評議員会の決議を経て代表理事が任命する。
- 3 顧問は、会長、副会長及び専務理事等の陸上界に貢献のあった者のうちから、理事会の決議を経て代表理事が任命する。
- 4 名誉会長は代表理事の諮問に応じる。
- 5 顧問は代表理事及び理事会の諮問に応じる。
- 6 名誉会長及び顧問は無報酬とする。
- 7 顧問の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 48 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。

2 職員は代表理事が任命する。ただし、事務局長については理事会の承認を経なければな

らない。

- 3 職員は有給とする。
- 4 その他、事務局、職員に関する事項は別に定める。

第12章 加盟団体

(加盟団体)

第49条 この法人の加盟団体は都道府県を代表する陸上競技協会とする。

(脱退)

第50条 加盟団体がこの法人の加盟団体として不適当と認めるにいたったときは、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受け、これを脱退させることができる。

(加盟金)

第51条 各加盟団体は、加盟金として毎年度10万円を本連盟に納入しなければならない。

- 2 既納の加盟金はいかなる理由があってもこれを返還しない。

(加盟団体連絡協議会)

第52条 この法人に加盟団体連絡協議会を置く。

- 2 前項の協議会は、この法人及び加盟団体の代表者をもって構成する。
- 3 第1項の協議会は、加盟団体との相互の連絡調整及び情報交換のために必要に応じて開催する。
- 4 第1項の協議会の運営細則は別に定める。

第13章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、評議員会の決議を経て変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。

(剰余金の処分制限)

第54条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(解散)

第 55 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 56 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 57 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国もしくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 14 章 公告の方法

(公告の方法)

第 58 条 この法人の公告は、電子公告とする。

2 やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する。

第 15 章 補則

(株主議決権の行使)

第 59 条 この法人は、保有する株式について、その株式の発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、下記の事項を除き、あらかじめ理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の 3 分の 2 以上の承認を受けなければならぬ。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

第16章 細則

(細則)

第60条 この定款についての細則は、理事会において別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。

中曾根弘文、植月正章、岡部壽一、潮田茂、田中利雄、豊田利一、神達靖久、竹之内宏、鈴木泰信、神尾正俊、竹内章、蘆田昭充、安藤宏基、石井幹子、尾崎宏、鈴木存、名古岳彦、野田健、平方亨、松本正義

- 4 この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は、次に掲げる者とする。

(代表理事)

河野洋平、横川浩

(業務執行理事)

三宅勝次、澤木啓祐、尾縣貢

- 5 この法人の設立時の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

(理事)

河野洋平、横川浩、三宅勝次、澤木啓祐、尾縣貢、林義寛、安田信昭、諏佐収、武藤顕、小松邦江、長谷川巧治、外山幸男、細田完二、川野博康、薬師寺茂夫、東工曜、八木雅夫、岡崎寛、友永義治、永井立子、高野進、山本征悦、杉本隆志、吉儀宏、繁田進、田中克之、山澤文裕、原田康弘、瀬吉利彦

(監事)

平田竹男、前島伸行、山田浩一

- 6 定款第51条第1項の規定は、第10期事業年度については、適用しない。ただし、本項は、第10期事業年度終了時にその効力を失う。